

岐阜市立女子短期大学研究インテグリティの確保に関する規程

(令和7年3月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下、「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴うリスク（別表第1に定めるものをいい、以下「リスク」という。）に対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者等 教員、学生等、本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (3) 研究インテグリティ・マネジメント 研究インテグリティの自律的な確保に向け、適切なリスクマネジメントを行い、国際的に信頼性のある研究環境を構築することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 研究インテグリティの確保に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究インテグリティを確保するための運営及び管理を行えるよう適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、学長の下で研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、学長は、研究インテグリティ・マネジメント統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、附属図書館長をもって充てる。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本学及び研究費の資金配分機関に対して開示を行うものとする。

2 研究者等は、国際的な連携を行う際のリスクを認識した上で、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な情報について、適切な報告や開示を行っているかの確認のため、誓約書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(所掌委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事項は、自己評価委員会（以下、「委員会」という。）が所掌する。

2 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査・審議する必要があると認めるときは、委員会に調査・審議のための部会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

部会には委員会委員のほか、委員会が必要と認める者を推薦のうえ学長が期間を定めた委嘱を行うことにより、本学の専任教職員のうち適任と認める者を追加して配置することができる。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る事項に関すること。
 - (2) 研究インテグリティの確保に係る相談に関すること。
 - (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
 - (4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る指導や要請等を行うことに関する事項
 - (5) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
 - (6) 研究インテグリティ・マネジメントに関する規程等の改廃案の作成に関する事項
 - (7) その他、研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項
- 2 委員会は、研究インテグリティの確保に関して必要に応じて関連する他の委員会等に対し意見するとともに、相互に必要な連携を行う。

(自己点検票の提出)

第8条 研究者等は、別表第2の業務を行う際には、事前に研究インテグリティに係る自己点検票（様式第2号）を委員会へ提出しなければならない。

- 2 委員会は、提出された自己点検評価票のリスク判定を行い、リスク判定票（様式第2号）を作成するものとする。

(リスク判定)

第9条 委員会は、審議の結果、研究インテグリティの確保の観点からリスクが懸念される場合に学長に報告・助言を行う。

- 2 学長は、委員会の報告・助言を受け、研究インテグリティの確保の観点からリスクの有無について判断を行う。
- 3 学長はリスクがあると判断した場合には、委員会に研究者等に対する指導を指示する。

(相談窓口)

第10条 本学に相談窓口を置き、研究者等の研究インテグリティの確保と研究のオープン化、国際化に伴うリスクへの対応に関する相談等に対応する。

- 2 別表第2の左欄に掲げる研究者等からの相談は、同表の右欄に掲げる相談窓口で対応する。
- 3 相談窓口の教職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、統括管理責任者に報告するものとする。

(危機事象に関する報告)

第11条 統括管理責任者は、研究インテグリティの確保に関して、危機事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況等について、学長に報告するものとする。

(研究者教育)

第 12 条 研究において国際的な連携を行う研究者等は、委員会が定める研究インテグリティに係る教育研修を受けなければならない。

2 新たに採用された研究者等は、着任後速やかに受講するものとする。

(学科及び学科長)

第 13 条 学科は、研究インテグリティ・マネジメントのため、委員会と連携して所属する研究者に対する教育・啓発活動を行うとともに、懸念情報の適切な収集及び抽出に努めるものとする。

2 学科長は、学科における研究インテグリティ・マネジメントを統括するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第 14 条 研究インテグリティの確保に関する事務（委員会の事務を含む。）は、関連する他の委員会等の協力を得て、事務局総務管理課において処理する。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	想定されるリスク	内容(【 】内は関連する学内手続)
(1)	利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク	・研究者又は本学が研究活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、研究成果等)と、岐阜市又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において研究者に求められている責任が衝突・相反していること。【兼業、寄付の申入れ】
(2)	技術流出・情報流出につながるリスク	・技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行わなかったことにより、技術流出・情報流出につながること。【海外出張、兼業、研究員の受入れ、外国人教員の採用、共同研究など外部資金獲得に係る契約全般、寄付の申入れ】
(3)	信頼の低下リスク	・研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を本学に提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下すること。 ・職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職(兼業や外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等)を本学に報告しなかったことにより、利益相反を疑われるような事態になり、研究者本人や本学の信頼が低下すること。【海外出張、兼業、研究員の受入れ、外国人教員の採用、共同研究など外部資金獲得に係る契約全般、寄付の申入れ】
(4)	外国の機関・大学等と連携・契約において覚書等の書面を交わす際の手続のリスク	・覚書等の書面を交わす際、本学の規程等に基づいて確認や判断を行うなど、適切な手続を経なかったことにより、(1)(2)(3)のリスクが懸念されること。 【学術交流協定】
(5)	外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬*・物品の提供を受けることのリスク *奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄付金、出張費、講演料、執筆料等	・外部から寄付金等による支援を受けていることを大学側に報告しなかったことにより、(1)(2)(3)のリスクが懸念されること。 【兼業、職員倫理、助成金等の受入、出張】
(6)	外国の機関・大学等との長期間にわたる連携・契約に関するリスク	・相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に変化がないか確認し、実質的な変更があったことを本学に報告しなかったことにより、(1)(2)(3)のリスクが懸念されること。 【学術交流協定】
(7)	外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合のリスク	・この場合であっても(1)(2)(3)のリスクがあり得ること。

(8)	特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合のリスク	・この場合であっても(1)(2)(3)のリスクが懸念されること。 【海外出張、海外研修】
(9)	外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程で共同研究の目的外使用をされるリスク	・日本の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等、技術情報の提供が共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ること。【国際共同研究】
(10)	研究妨害のリスク	・未発表の先端・重要研究成果が流用され、研究成果の優位性が損なわれること。 【研究員の受入れ】
(11)	研究や教育への影響リスク	・学生が日本の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす考えを身に付けてしまうこと。 【研究員の受入れ】
(12)	その他リスクが懸念されること	

別表第2（第9条関係）

	業務	相談窓口
(1)	海外出張	所属する学科
(2)	海外からの研究員の受入れ	科学研究委員会
(3)	外国人教員の採用	教員人事委員会
(4)	海外機関との覚書等の締結等	所属する学科
(5)	海外機関等での兼業	所属する学科
(6)	海外機関との共同研究契約(外部資金全般)	科学研究委員会
(7)	海外からの研究奨励寄附の申入れ	科学研究委員会
(8)	その他リスクが懸念される業務	事務局総務管理課

誓約書

私は、岐阜市立女子短期大学の教職員として、岐阜市立女子短期大学における研究の健全性・公正性の確保に向け、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 全般的な事項

外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、リスクが懸念される場合、大学の担当部署に相談等を行います。

研究活動の透明性の確保に係る情報について、適切な報告等を行います。

2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、大学の担当部署に確認や判断を求めるなど、適切な手続きをします。

外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、大学の担当部署に報告等を行います。また、上述のリスクが懸念されるようになった場合、大学の担当部署に相談等を行います。

外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に変化がないかを確認し、実質的な変更があった場合は大学の担当部署に報告等を行います。また、上述のリスクが懸念されるようになった場合、大学の担当部署に相談等を行います。

外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であっても、リスクがあり得ることを認識します。また、リスクが懸念されるようになった場合、大学の担当部署に相談等を行います。

特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、必要に応じて大学の担当部署に報告等を行います。また、リスクが懸念されるようになった場合、大学の担当部署に相談等を行います。

外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行います。また、当該リスクが懸念されるようになった場合、大学の担当部署に相談等を行います。

3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認します。

（誓約者 自署）

年 月 日

所 属 _____

氏 名 _____

研究インテグリティに係る自己点検票兼リスク判定票

(申請者情報)

申請者氏名		作成年月日
所属・職位		年 月 日
区分	<input type="checkbox"/> 国外出張 <input type="checkbox"/> 国外機関等での兼業 <input type="checkbox"/> 国外機関との共同研究 <input type="checkbox"/> 国外機関からの研究奨励寄付 <input type="checkbox"/> 外国人教員の採用 <input type="checkbox"/> 国外からの研究員の受入れ	

(相手先情報) 訪問先、兼業先、前職(外国人教員の採用)、留学生・研究員の派遣元

国名		氏名	
機関名称		所属・職位	

(チェック項目)

※太線枠内は記入しない

No.	項目	自己点検	リスク	判定の理由
1	相手先へ先端・重要研究成果の提供により、その成果を流用され、研究成果の優位性が損なわれるおそれはあるか。(国際学会等の場や契約書を交わしている場合は除く)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
2	相手先へ提供する技術はあるか。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
3	学生が日本の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす考えを身につけてしまう懸念はないか。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
4	相手先から受けている個人としての報酬はあるか。(研究員の場合は、日本以外の国から)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
5	同一相手先への訪問等活動の頻度はどれくらいか。	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 過去1年間2回以下 <input type="checkbox"/> 過去1年間3回以上 <input type="checkbox"/> 過去3年以上継続している	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
6	訪問等活動期間はどれくらいか。	<input type="checkbox"/> 1か月未満 <input type="checkbox"/> 1か月以上	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
7	相手先から経費・旅費の支給を受けているか。(研究員の場合は、日本以外の国から)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
8	相手先から役務提供を求められているか。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
9	相手方の組織や参加メンバーは、「経済産業省 外国ユーザーリスト」に掲載されていないか。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 内容：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	

※記載欄に書ききれない若しくは足りない場合は、別に任意の資料を添付すること。